

移住支援金申請書類（関係人口の起業）提出前確認リスト

①まずはこちら！！

基本の確認	
	申請書は正しい期間に提出されていますか。（福島市の住民となった年月日から1年以内）
	申請書類の修正箇所がある場合は訂正印（シャチハタ等のスタンプ印不可）が押印されていますか。
	必要な書類は全て揃っていますか。
	福島県内で新規に起業する手続きは完了していますか。（開業届の提出など）
	当支援金は返還要件があります。下記、注意事項 <input type="checkbox"/> をご確認ください。
	申請書はお預かり後の返却（コピーやデータ含む）はできません。 ※控えが必要な場合は、あらかじめ申請前にコピーをとっておいてください。

－ 注意事項 －

移住支援金の交付を受けた方につきましては5年間の報告が必要です。

①継続就業の報告

申請から5年を経過するまでの間、1年ごとに就労先である事業者が発行する「就業証明書（第2号様式）」等の提出が必要です。

（※起業・農林業の場合は確定申告の写しにて事業の継続を確認いたします。）

②転出・転居の報告

申請から5年を経過するまでの間に、「福島市から転出する場合」または「福島市内で転居する場合」は「転出・転居先報告書（第8号様式）」の提出が必要です。

移住支援金を支給された後、次のいずれかに該当する場合は、交付された移住支援金の返還が必要となります。

【全額】

- ・虚偽の申請またはその他不正の手段により移住支援金の支給を受けた場合
- ・移住支援金の申請日から3年に満たない期間において、福島市から転出した場合

【半額】

- ・移住支援金の申請日から3年以上5年以内に福島市から転出した場合

③添付書類は揃っていますか？

添付書類の確認	
	福島県移住支援事業(移住支援金)に係る個人情報の取扱い(第1号様式の別紙1)が添付されていますか。(日付は提出日当日の日付)
	移住支援金の交付申請に関する誓約事項(第1号様式の別紙2)が添付されていますか。(日付は提出日当日の日付)
	<p>交付申請書兼実績報告書に記載した、「移住元(転入前)の住所」に居住していた期間が確認できる住民票の除票や戸籍の附票が添付されていますか。</p> <p>※移住日から直近10年間の内、東京23区もしくは東京圏に居住していた期間が合算して5年以上あることが必要です。(直近1年間含む)</p>
	<p>【世帯での申請をする方は必須】 世帯での申請の場合、移住直前の住所地の「世帯全員分の住民票の除票(続柄が記載されているもの)」は添付されていますか。</p> <p>※移住前と申請時において同一世帯であることの確認が必要です。(世帯主・妻・子など)</p> <p>※続柄が無いものは世帯の確認資料としてお預かりできません。</p> <p>※戸籍の附票のみでは「同一世帯」であることの確認はできません。</p>
	<p>【23区外に居住し、23区内に通勤していた方は必須①】 東京23区での就労履歴について、氏名・生年月日・入社年月日・退職年月日・就業先(所属)・勤務地住所(通勤場所)・就業(通勤)期間・雇用保険の被保険者期間・就業先の名称/代表者職氏名/就業先(本社)の所在地が確認できる書類が添付されていますか。 (在籍証明書または退職証明書・離職票など)</p> <p>※本社所在地ではなく申請者が勤務(通勤)していた事業所が東京23区内であることが必要です。</p> <p>※23区内で法人経営者または個人事業主であった方は、上記の書類に代えて履歴事項全部証明書もしくは開業届の写しをご提出ください。</p>
	<p>【23区外に居住し、23区内に通勤していた方は必須②】 上記①の在籍証明書または退職証明書で、雇用保険加入の期間が確認できない場合、離職票等の雇用保険の被保険者であったことが確認できる書類が添付されていますか。</p> <p><注意> 健康保険・厚生年金保険 被保険者資格喪失証明書は雇用保険の証明書ではありません。</p>
	関係人口である旨の申出書が添付されていますか。(日付は提出日当日の日付)
	<p>関係人口である旨の申出書で選択した「関係人口の要件を満たすことが確認できる書類」が添付されていますか。</p> <p>※申し出のみでは要件を満たすことの確認はできません。</p> <p>※移住前に関係人口であることが必要です。</p> <p><注意> 二親等以内の親族が市内に居住しているを選択した方 ・二親等以内の親族であることが分かる戸籍謄本(申請者および親族双方の氏名・生年月日・続柄を確認します) ※<例> 両親との関係を証明する場合、両親および申請者が同じ戸籍に入っているものをご取得ください(上記3情報が確認できます) ・当該親族が本市に居住していることが分かる住民票の写し</p>
	<p>福島県内で新規に起業したことが確認できる書類(開業届の写し等)が添付されていますか。</p> <p><注意> 起業(開業)方法が個人・法人など、個人の事情によっては、追加で書類の提出をお願いする場合がございます。 ご不明な場合は、福島市出会い移住・多文化共生課へお問い合わせください。</p>
	顔写真付き身分証明書の写しが添付されていますか。
	<p>交付申請書兼実績報告書に記載した申請者名義の通帳もしくはキャッシュカードの写しが添付されていますか。</p> <p>※氏名変更されている場合は、変更後の通帳もしくはキャッシュカードの写しが必要です。</p>
	<p>【23区内の修学期間を含める場合は必須】 移住元で修学していた大学等の卒業証明書等が添付されていますか。</p> <p><注意> 移住元で就労していたことがわかる書類、上記【23区外に居住し、23区内に通勤していた方①・②】も併せて必要です。</p>

よくある注意点

◆住民票の除票について

住民票の除票とは、転出や死亡などにより、その市区町村の住民基本台帳から除かれた住民票のことです。
※各市町村ごとに様式が違いますので、自身の市町村様式をご確認ください。

住民票（除票） <例>

氏名	生年月日	性別	続柄	住民となった年月日
***	世帯主	***	***	***
住所	住所を定めた年月日	***	届出年月日	***
本籍	筆頭者	***	***	***
転入前住所	***	***	***	***
転出予定地	福島県福島市***番地	(事由の生じた年月日) 令和〇年〇月〇日	(届出日) 令和〇年〇月〇日	
転出地	福島県福島市***番地	(転出年月日) 令和〇年〇月〇日	(転入通知年月日) 令和〇年〇月〇日	
令和〇年〇月〇日 転出届 転入通知により転出先確定				

発行年月日 ●●県●●市長

住民票（除票） <例>

氏名	生年月日	性別
世帯主	***	***
続柄	住民となった年月日	***
住所	***	***
本籍	筆頭者	***
転入前住所		
【除票記載事項】		
転出先住所（予定）：福島県福島市***番地		
転出先住所（確定）：福島県福島市***番地		
届出日：令和〇年〇月〇日		
事由の生じた年月日：令和〇年〇月〇日		
（消除理由：●●●）		
転入通知年月日：令和〇年〇月〇日		
転出年月日：令和〇年〇月〇日		
【以下余白】		

発行年月日 ●●県●●市長

世帯で申請する方は、
移住元で同一世帯であることを確認します。
記載情報が[省略]されている場合は、再取得
が必要となります。
証明書発行の際はご注意ください。

◆戸籍の附票について

戸籍の附票 <例>

本籍	〇〇県〇〇市***	全部証明
氏名	■■■■	
氏名	生年月日	性別
【住 所】	東京都〇〇区***	
【住 定 日】	令和〇年〇月〇日	
【住 所】	東京都〇〇区***	
【住 定 日】	令和〇年〇月〇日	
【住 所】	東京都〇〇区***	
【住 定 日】	平成〇年〇月〇日	

この写しは、戸籍の附票の原本と相違ないことを証明する。

発行年月日 ●●県●●市長

戸籍の附票とは、その戸籍が作られてから現在（または除籍される）
に至るまでの住所の履歴を記録した書類です。
移住元（転入前）の住所を合算して確認できます。
※婚姻等により戸籍が新たに作られ、現在の附票で移住元の住所が5年以上
確認できない場合は、婚姻前の戸籍の附票が必要となります。

◆退職（在籍）証明書について

※指定の様式はありません。勤務先の様式にて必要情報をご確認ください。

退職（在籍）証明書 <例>

氏名	
生年月日	
入社年月日	
退職年月日	
就業先・所属	
就業期間	
就業場所（住所）	
雇用保険被保険者期間	
理由	自己都合による退職

上記のとおり、証明いたします。

令和〇年〇月〇日 就業先名称
代表者職氏名
就業先(本社)の所在地 印

この欄で、23区の企業に勤務（通勤）していた内容を確認します。

この使用者（会社）の情報は、通勤先住所の証明となりません。
上記の証明欄の枠内に通勤先住所の記載をしていただくよう勤務先にご依頼ください。